

I 令和元年経済センサスー基礎調査の概要

1 経済センサスの目的

経済センサスは、我が国のすべての産業分野における事業所の活動状態等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の母集団情報を整備することを目的としている。

2 経済センサスにおける調査の種類

経済センサスには「経済センサスー基礎調査」と「経済センサスー活動調査」がある。

(1) 経済センサスー基礎調査

平成21年第1回調査が実施され、5年ごとに実施。本報告書にまとめられた令和元年実施が第3回目となる。登記簿情報等の行政記録を利用し、事業所・企業の基本的事項の把握に重点を置く。

(2) 経済センサスー活動調査

平成24年に第1回目が実施され、概ね5年ごとに実施。次回は令和3年の調査実施を予定。経済活動の実態を把握するため、基礎調査の内容に加え、売上高とその内訳、必要経費の把握に重点を置いている。

3 調査の根拠法令

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査（基幹統計の「経済構造統計」を作成するための調査）である。

4 調査の対象

経済センサスー基礎調査は「甲調査」と「乙調査」の2種類から成る。

(1) 甲調査

日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、国及び地方公共団体の事業所及び次に掲げる事業所を除く事業所を対象としている。

ア 大分類Aー「農業・林業」に属する事業所で個人の経営に係るもの

イ 大分類Bー「漁業」に属する事業所で個人の経営に係るもの

ウ 大分類Nー「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、中分類79ー「その他の生活関連サービス業」（小分類792ー「家事サービス業」に限る。）に属する事業所

エ 大分類Rー「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類96ー「外国公務」に属する事業所

(2) 乙調査

国及び地方公共団体の事業所

5 基準となる期日

(1) 甲調査

令和元年（2019年）6月1日から令和2年（2020年）3月31日までの期間で報告者が報告を求められた時点（調査票記入日）。

(2) 乙調査

令和元年（2019年）6月1日

6 調査事項

(1) 甲調査

ア 既存の事業所に関する事項

- (ア) 名称
- (イ) 所在地
- (ウ) 活動状態

イ 新規に把握した事業所に関する事項

- (ア) 名称及び電話番号
- (イ) 所在地
- (ウ) 活動状態
- (エ) 従業者数
- (オ) 主な事業の内容
- (カ) 業態
- (キ) 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
- (ク) 事業所の年間総売上（収入）金額
- (ケ) 開設時期
- (コ) 経営組織
- (サ) 法人番号
- (シ) 単独事業所・本所・支所の別
- (ス) 本所・本社・本店の名称
- (セ) 本所・本社・本店の電話番号
- (ソ) 本所・本社・本店の所在地
- (タ) 組織全体の主な事業の内容
- (チ) 組織全体の年間総売上（収入）金額
- (ツ) 資本金等の額

(2) 乙調査

ア 既存の事業所に関する事項

- (ア) 名称
- (イ) 所在地
- (ウ) 活動状態

イ 新規に把握した事業所に関する事項

- (ア) 名称及び電話番号
- (イ) 所在地
- (ウ) 活動状態
- (エ) 職員数
- (オ) 主な事業の内容
- (カ) 事業の委託先の名称、電話番号及び所在地

7 調査の流れ

(1) 甲調査

総務省—都道府県—市区町村—統計調査員—報告者

(2) 乙調査

ア 国の事業所

総務省—報告者

イ 都道府県の事業所

総務省—都道府県—報告者

ウ 市区町村の事業所

総務省—都道府県—市区町村—報告者

8 調査の方法

(1) 甲調査

統計調査員が担当調査区内の全ての事業所について、外観による確認又は事業所の管理責任者に確認するなどしてその活動状態を調査するとともに、新たに把握した事業所については「調査票甲」を配付し、郵送又はオンラインによる回収を行った。

(2) 乙調査

国の事業所にあつては総務省が、都道府県の事業所にあつては都道府県が、市区町村の事業所にあつては市区町村が電子メールにより「調査票乙」を事業所ごとに配付し、オンラインによる回収を行った。

9 前回調査までとの主な変更点

- (1) 今回調査より調査票による回答は新たに把握した事業所のみとなり、既存の事業所は調査員による外観等からの活動状態のみの調査となったため、**事業所数及び活動状態以外の項目（従業者数、企業等売上（収入）金額及び大、中、小分類別の事業所数など）については新たに把握した事業所（新規把握事業所）のみの集計**となっている。
- (2) 「新規把握事業所」は、従来用いていた「新設事業所」とは定義が異なる。今回の調査では、法人番号を活用し、国税庁法人番号公表サイトに登録があり、前回までの調査で捉えられていなかった事業所を調査名簿に追加している。そのため、従来の「新設事業所」よりも幅広く事業所を捉えていることから「新規把握事業所」という名称を使っている。
- (3) 従来は民間事業所において休業中である場合「廃業事業所」として計上されていたが、今回調査より「休業事業所」「廃業事業所」と活動状態別に分けて集計されている。
- (4) 甲調査については、従来は7月1日時点の集計であったが、今回より10か月の調査期間で報告者が報告を求められた時点の集計となっている。

10 経済センサスの沿革

経済センサスが始まる以前は、我が国の産業を対象とする大規模統計調査は、産業分野ごとに、各府省によりそれぞれ異なる年次及び周期で実施されてきた。

このため、既存の大規模統計調査の結果を統合しても、同一時点における我が国全体の包括的な産業構造統計を作成できない状況にあった。

また、国民経済に占める割合が高くなっているサービス分野の統計が不足しており、GDPを推計するための基礎統計として、全産業をカバーする一次統計の情報を整備することが必要であったことから、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）において経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサスの実施が提言された。

平成21年7月	経済センサスー基礎調査（第1回目）	実施
平成24年2月	経済センサスー活動調査（第1回目）	実施
平成26年7月	経済センサスー基礎調査（第2回目）	実施
平成28年6月	経済センサスー活動調査（第2回目）	実施
令和元年6月	経済センサスー基礎調査（第3回目）	実施
令和3年6月	経済センサスー活動調査（第3回目）	実施

